

三重県子ども読書活動推進計画

平成16年3月

三重県教育委員会

目 次

第1部	基本的な考え方	2
第2部	家庭、地域、学校等における読書活動の推進	3
1.	家庭	3
2.	地域	4
(1)	公立図書館	4
(2)	公民館、児童館	8
(3)	その他の機会	9
3.	学校等	10
(1)	小・中学校、高等学校	10
(2)	盲・聾・養護学校	14
(3)	幼稚園、保育所	15
第3部	子どもの読書活動推進のための諸条件の整備	16
1.	図書館資料の整備	16
2.	施設設備の整備	16
3.	情報提供の充実	17
4.	司書・学校司書、司書教諭等の研修機会の充実	17
第4部	県教育委員会の役割	18
1.	司書教諭の配置の拡充	18
2.	研修の充実	18
3.	推進体制の整備	18
【関連資料】		
.	公立図書館	19
.	公民館図書室	20
.	学校	20
.	読書ボランティア活動団体一覧	21
【参考】		
.	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	22

第1部 基本的な考え方

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そこで、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備が積極的に推進されなければなりません。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月12日に公布・施行され、子どもの読書活動に関する総合的・計画的な取組が全国で推進されることになりました。

三重県教育委員会では、読書活動に親しむことによってすべての子どもたちが健やかに成長できるよう、同法第9条第1項の規定に基づき、「三重県子ども読書活動推進計画」を策定します。

この推進計画は、決して子どもに読書を強要するものではありません。大人が率先して読書活動推進の気運を高め、読書活動が、ゆっくりと、着実に、子どもたちの生活に浸透定着することを願うものです。

そのような観点から県教育委員会は、子どもの読書活動の推進に効果的な取組をすすめるとともに、市町村、教育施設や福祉施設、NPOやボランティア団体、各事業者や保護者等が実施する様々な活動を支援していきます。

第2部 家庭、地域、学校等における読書活動の推進

子どもの読書活動は、家庭、地域、学校等、あらゆる場所で推進される必要があります。ここでは、それぞれの場所において実施されることが望ましい取組を具体的に記しました。

県内各市町村や各機関等においては、読書活動を通じた子どもの健やかな成長をめざし、それぞれの実態に応じて、おおむね5年間を目途に推進されることを期待します。

1 家庭

子どもがはじめて本にふれるのは家庭です。親子で一緒に本を楽しむことで、子どもの読書に対する興味は深まります。

家族が日常生活の中で習慣的に本を手にする姿を見ることで、子どもは読書を身近に感じ、読書活動を持続するようになります。

読み聞かせ等の読書活動の推進

子どもの成長に好ましい影響をもたらす読書の重要性を理解し、子どもとのふれ合いの中で読み聞かせ等の活動が行なわれることが大切です。

読書の時間の設定

家庭内で読書の時間を設けるなど家族と一緒に本を読むことは、子どもにとって読書の楽しさを知る貴重な経験となり、読書習慣が確立されます。

家庭教育講座等への参加

公民館あるいは児童館等で子どもの発達段階に応じて行われる家庭教育や子育て支援の講座に参加することにより、家庭で行われる読み聞かせ等の重要性が理解され実践されることが大切です。

2 地域

図書館は、図書の貸出や読み聞かせ、読書相談やレファレンス など、読書活動に関するさまざまなサービスを行っており、読みたい本を自由に選び、読書の楽しさを見つけることができる場です。

図書館が設置されていない町村では、公民館図書室等の図書館と同じ機能をもった施設が地域の読書活動の中心になります。ここでは、子どもに対する様々なサービスが提供されるとともに、子どもの読書活動推進に向けた行事や講座が計画的に開催されることが期待されます。

また、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、子どもに健全な遊びを与えて健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置された児童館では、おはなし会等子どもが読書に親しむ様々な取組を実施し、気軽に本に接することができる環境づくりが進められています。

利用者からの様々な調査の依頼や問い合わせに対し、資料・情報や情報源を提示すること。

(1) 公立図書館

図書館資料の整備

子どもの発達段階に応じた図書館資料の収集と配置に努めます。また、読書活動の模範となる大人の読書機会の拡大を図るため、多様で広範囲の資料収集・保存に努めます。

児童室の整備

子どもが絵本等に囲まれて遊び、おはなし会などの舞台になる児童室は子どもの読書に対する興味付けには効果的な場です。そこで、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、児童室又は児童コーナーの整備を図ります。

平成13年7月18日 文部科学省告示第132号

推奨図書リストの作成配布、及び、推奨図書コーナーの設置

子どもの成長を支援する図書を選び、それを推奨図書リストにまとめ、定期的に作成配布することによって、学校や家庭で読書の話題が広がるよう努めます。また、このリストにあわせた推奨図書コーナーを設置するなど利用の促進を図ります。

広報啓発活動の充実

図書館だよりの発行等の広報啓発活動を計画的に行うことにより、子どもの読書に対する興味を引き出すとともに、周囲の大人の取組を喚起するよう努めます。

情報化

蔵書情報をデータベース化し、検索の利便性を図るとともに、レファレンスツールとしてインターネット環境を整備し、子どもを含め、すべての図書館利用者が簡単に様々な情報を収集できる環境づくりに努めます。

他の公立図書館や学校図書館等との協力体制の強化

公立図書館は、地域の読書活動の拠点として、子どもの成長に必要な図書を可能な限り入手し、提供することが求められます。このために他の公立図書館や学校図書館等との協力体制を強化し、相互貸借等を一層推進します。

外部の読書関係団体等との連携協力と支援

地域で活動し、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく寄与している読書関係のNPOやボランティア団体と連携協力して、「読み聞かせ」や「おはなし会」、「ブックトーク」等を多様な形で開催し、子どもの読書に対する興味関心の向上を図ります。また、これらの団体を支援し、学校等に活動が広がるように努めます。

本に対する興味を引き出すよう工夫を凝らして本を紹介すること。

障害のある子どもへの対応

障害のある子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備に努めます。

- 障害の種別や程度に応じた図書の選定
- 大活字本や点字図書の整備
- 録音図書やD A I S Y資料 及び再生装置等の整備
- 手話ができるスタッフ等の配置、及び筆談等の接遇研修の実施
- 図書館スタッフや朗読ボランティア等による対面朗読の実施
- 既存の施設設備のバリアフリー化、ならびに新規の施設設備の整備におけるユニバーサルデザインの採用

視覚障害者のための長時間収録できるC D図書のことで、「Digital Accessible Information System」(2001年11月に「Digital Audio-based Information System」から変更)の略

外国人の子どもへの対応

外国人の子ども等が読書を楽しむことができるよう、外国語図書等の整備充実を図るとともに、外国語会話のできるスタッフの確保に努めます。

各種講習会等の開催と職員の参加

保護者や図書館・公民館職員、保育士や児童館職員等を対象とする読み聞かせ講習会等を開催し、子どもを取り巻く社会全体での読書活動推進を図ります。

また、職員は、知識技能の習得あるいは向上を目的として、読書活動推進に関する講習会や研修会に積極的に参加するよう努めます。

日常的な取組

子どもと本の良い出会いのために、「読み聞かせ」や「おはなし会」、「ブックトーク」等の取組を計画的に推進するよう努めます。

■ 県立図書館の取組

研修の充実と講演会やフォーラムの開催

図書館や学校の司書・司書教諭、あるいは地域で活動する読書活動ボランティア等が、専門的知識・技術の向上に努め、適時研鑽に励む機会を設けます。

三重県図書館情報ネットワークシステム（M I L A I）等の機能強化

利用者が求める図書資料を県内全域から探し出し提供できるよう、ネットワーク加盟図書館の増加に努めます。

また、e - B o o k i n g サービス（オンライン図書資料配送サービス）の運用を積極的に行い、障害者や読書環境未整備町村（図書館又は公民館図書室等の読書環境が整備されていない町村）の利用者に対するサービスの向上に努めます。

三重県立図書館の資料について、インターネットで貸出の申し込みができます。またその際、近くの図書館・図書室・公民館を受取場所として指定することができます。貸出や返却のために三重県立図書館まで出向く必要はありません。詳しくは、次のホームページをご覧ください。

三重県図書館情報ネットワークホームページ

http://www.milai.pref.mie.jp/e-booking/online_yoyaku.html

図書館未設置町村支援の強化

図書館未設置町村に対して、図書館設置を働きかけていくとともに、図書館の建設・運営に関するノウハウや情報の提供を行います。

学校等への支援

県立図書館の司書等が、幼稚園・保育所の広域的な研修の場や小・中学校に出向いて「読み聞かせ」等の講習会を開催したり、図書館運営のアドバイス等を行います。

(2) 公民館、児童館

図書室（図書コーナー）の充実

図書資料の整備を図り、子どもが親しめるような図書の並べ方を工夫するなど、図書室の充実に努めます。また、公立図書館等と連携を進め、子どもや保護者の要望に応じた図書の提供に努めます。

推奨図書コーナーの設置

公立図書館が作成配布する推奨図書リスト等を参考に、推奨図書コーナーを設置するなど利用の促進を図ります。

日常の取組

子どもの読書に対する興味関心の喚起に極めて効果的な「読み聞かせ」や「おはなし会」、「ブックトーク」等の取組を計画的に推進するよう努めます。また、読書関係のNPOやボランティア団体と連携協力して、「読書のアニメーション¹」「パネルシアター²」「ペープサート³」「ストーリーテリング⁴」等多様なイベントを開催することにより、子どもの読書に対する興味関心の向上と継続を図ります。

- 1 子どもを本好きにするための総合的教育プログラム。子どもたちが、自ら遊び感覚で物語の世界に入り込み、読書の楽しみを味わえる体験的な活動。
- 2 毛羽(けば)立ちのよい布のパネルに、不織布(ふしょくふ)のできた登場人物や小道具をはったりはがしたりしながら進める視聴覚教材。お話だけでなくクイズ、歌などにも利用される。
- 3 紙に描いた絵に棒をつけた人形を使って行う簡易人形劇。両面に絵を描いたものをすばやく反転させて躍動感を出す。
- 4 物語を覚えたうえで、絵や文字を見せずにお話を語ることで、子どもたちのイメージを膨らませる。

講習会等への職員の参加

職員が、読み聞かせ等の知識や技術の習得あるいは向上を目的として、読書活動推進に関する講習会や研修会に積極的に参加するよう努めます。

(3) その他の機会

児童福祉法第 8 条第 7 項の規定に基づき、社会保障審議会では、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦しています。

この優良な図書のリストを配布し、家庭や地域への図書の普及を図ることで、子どもの読書活動についての関心や理解を深めるよう努めます。

また、公立図書館やボランティア団体等と協力し、乳幼児健診時等に「ブックスタート」や保護者を対象とする絵本の選書や読み聞かせの講習を実施するよう努めます。

乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら、保護者に絵本等を手渡す活動。

3 学校等

学校は、国語科をはじめとする各教科等の学習活動の中で読書活動を実践しており、子どもの読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。

とくに学校図書館は、子どもにとって身近な読書の場であり、各教科や「総合的な学習の時間」等に行われる調べ学習の場としても重要です。

また、幼稚園や保育所においては、就学前の幼児に読書の楽しさに気づかせ、本に親しむための様々な取組が進められています。

(1) 小・中学校、高等学校

小・中学校は、子ども自らが主体的、意欲的に読書活動を行い、読書習慣を定着させるため、様々な活動に取り組んでいます。

高等学校では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることにより、教科等の学習活動に加え、各校独自の取組によって、子どもの読書活動の推進を図っています。

図書館資料の整備

子どもが主体的に本を探し、本と出会えるような本の並べ方を工夫するとともに、友人・家族・教職員との対話の中で、読書に対する関心が深まるよう、また、子ども一人ひとりの要求に応じることができるよう図書館資料の整備を計画的に進めます。

推奨図書リストの作成配布、及び、推奨図書コーナーの設置

子どもの成長と学習に資する図書を選び、それを推奨図書リストにまとめて定期的に作成配布することによって、家庭で読書に関する話題が広がるよう努めます。また、このリストにあわせた推奨図書コーナーを設置するなど学校図書館の利用を促進します。

広報啓発活動の充実

新刊新着図書リスト等を定期的に配布し、学校図書館の利用を喚起します。併せて、子どもの読書に対する興味を引き出すため、広報啓発活動を計画的に行うとともに、家族や教職員等の取組をも喚起するよう努めます。

障害のある子どもへの対応

障害のある子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備に努めます。

- 障害の種別や程度に応じた図書の選定
- 大活字本や点字図書の整備
- 録音図書やD A I S Y資料及び再生装置等の整備
- 教職員を対象とする手話等の研修の実施
- 既存の施設設備のバリアフリー化、ならびに新設の施設設備の整備におけるユニバーサルデザインの採用

外国人の子どもへの対応

外国人の子ども等が読書を楽しむことができるよう、外国語図書等の整備充実を図ります。

子どもが読書に親しむ時間の確保

「朝の読書」や「全校一斉読書活動」等を実施し、子どもが本に接し、その良さを実感できるよう努めるとともに、図書館を利用した授業や調べ学習の展開などにより、学校生活を通じた子どもの読書習慣づくりを図ります。

様々な機会、場面を通じての読書に対する興味づけ

次の活動を計画的・効果的に実施するよう努めます。

- 「読み聞かせ」や「おはなし会」、「読書会」、「ブックトーク」、「読書のアニメーション」、「図書館講座」等の実施
- 子どもが気軽に読書に親しめる「学級文庫」の配置
- 入学時における図書館オリエンテーション、展示、行事などの図書館活動の実施
- 学校行事に合わせたブックリストの作成や図書コーナーの設置
- 話題・季節にあわせた図書の展示
- 子どもの創造力を高め、感性と情緒を育む読書感想文・読書感想画等の募集

外部の読書関係団体等との連携協力

地域で活動する読書関係のNPOやボランティア団体と連携協力して、読み聞かせやおはなし会、ブックトーク等を多様な形で開催し、子どもの読書に対する興味関心の向上と継続を図ります。

講習会等への参加

学校司書・司書教諭をはじめ、すべての教職員が知識技能の習得あるいは向上を目的として、読書活動推進に関する講習会や研修会に積極的に参加するよう努めます。

図書委員会の充実

児童生徒で構成する図書委員会の活動を活発化し、異なる学年の子どもに対するおはなし会や、学校図書館の利用案内の作成等を行うことにより、読書に関する意識の高揚を図られるよう努めます。

また、他校の図書委員会の優れた活動を学ぶため、交流会等の開催に努めます。

情報化

蔵書情報をデータベース化し検索の利便性を図るとともに、調べ学習等に活用するためのインターネット環境を充実させ、すべての子どもが有用な情報を収集できるよう努めます。

学校図書館間の協力体制及び公立図書館等との連携

学校図書館間の資料貸借を積極的に行うとともに、公立図書館等との連携体制を整え、子どもが望む図書を可能な限り提供できるように努めます。

学校図書館の地域開放

児童生徒の安全を考慮しつつ、学校図書館の地域開放を推進します。特に、放課後や休日、あるいは長期休業中の開放を進め、子どもと一緒に地域の大人が利用できるように努めます。

学校図書館関係教職員を中心とする読書活動推進体制の形成

学校図書館の専門的職務を掌る司書教諭の専門知識や技術を活かすことができるよう、学校全体の推進体制の構築に努めます。

図書館運営に関して専門的職能を有する学校司書が配置されている学校では、司書教諭と学校司書の協働により、読書活動推進に向けた学校図書館の環境の充実を図ります。

(2) 盲・聾・養護学校

盲・聾・養護学校では子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、様々な工夫を凝らして取組を進めています。

小・中学校、高等学校の取組に加え、次に示す配慮が必要です。

図書館資料の整備

資料の整備にあたっては、障害のある子どもの特性、発達の状態、生活経験等について配慮が必要です。

点字図書館等との連携を深め、大活字本、録音図書、点字図書、DAISY資料、紙芝居等の資料を適切に収集するとともに、NPOやボランティア団体等と協力して資料の作成に努めます。

広報啓発活動の充実

子どもの障害にあわせた様々な広報手段を利用して、子どもの読書に対する興味を引き出すとともに、周囲の大人の取組を喚起するよう努めます。

(3) 幼稚園、保育所

幼稚園や保育所では、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、乳児・幼児が絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き想像する楽しさを味わえるよう、読み聞かせや絵本を見る時間を設けています。

図書の整備

乳児・幼児の好奇心や想像力を刺激する絵本等の図書の整備を図るとともに、乳児・幼児が自ら手にとって本に親しめるよう配慮した並べ方を工夫します。

また、家庭での読み聞かせ等の活動を進めるため、保護者に対して絵本等の貸出を促進します。

推奨図書リストの作成配布、及び、推奨図書コーナーの設置

乳児・幼児の健やかな成長に役立つ図書を選び、それを推奨図書リストにまとめ、定期的に作成配布することによって、家庭で読書の話題が広がるよう努めます。また、このリストにあわせた推奨図書コーナーを設置するなど利用の促進を図ります。

日常の取組

乳児・幼児と本の良い出会いのために、「読み聞かせ」や「おはなし会」、「ブックスタート」等の取組を、言葉の発達段階に応じて教育課程や保育計画に適切に位置づけ、図書館やボランティア団体等と協力し、計画的に推進するよう努めます。

なお、これらの取組を、子育て支援活動の一環として未就園児にも提供できるよう努めます。

講習会等への参加

教職員が、読み聞かせ等の知識や技術の習得あるいは向上を目的として、読書活動推進に関する講習会や研修会に積極的に参加するよう努めます。

第3部 子ども読書活動推進のための諸条件の整備

子どもの読書活動の推進に向けて、県や市町村、関連機関・施設等が連携協力して、様々な方面からの条件整備を進める必要があります。

1 図書館資料の整備

図書館資料の充実にあたっては、計画的な整備が求められます。

県立図書館は、県内の図書館のセンター的機能を有することから、各図書館に対する十分な支援ができるよう、資料の充実が必要です。

学校図書館は、子どもにとって最も身近な読書環境であることから、子ども一人ひとりの要求に応じることができるよう、資料の整備に努めなければなりません。

公立義務教育諸学校の図書館に関しては、国が「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、平成14年度から平成18年度まで、毎年地方交付税措置が講じられることから、この計画に沿った整備を進め「学校図書館図書標準」の達成を図る必要があります。

平成5年3月29日文部省初等中等局長通知

2 施設設備の整備

読書の魅力を子どもたちに気づかせるためには、身近なところに本と出会う環境を作る必要があります。子どもたちが自分で行くことができる距離に図書館があり、いつでも利用できることが大切です。そして、子どもが遊びながら本に接する部屋や読書に親しむ快適なスペースを確保することが重要です。また、障害のある子どもの自主的な読書活動を支援するため、必要な機器整備等、バリアフリー化への配慮が必要です。

子どもが学校生活の中で頻繁に利用する学校図書館の整備はさらに重要です。子どもの発達段階に応じ、きめ細かな読書指導を行うことができるよう、学校図書館の施設設備の整備を図り、いつでも必要な時に利用できるようにしなければなりません。

3 情報提供の充実

絵本等の児童図書の蔵書情報や、おはなし会の開催等の情報は、子どもの読書活動を推進する上で重要です。そこで、インターネット等を用いて様々な情報を検索できるシステムを導入し、子どもが自由に活用できる環境を整備する必要があります。

4 司書・学校司書、司書教諭等の研修機会の充実

司書・学校司書は、読書活動全般について専門的な知識を有し、読書環境の整備や図書館資料の選択・収集、子ども一人ひとりの読書相談への対応や読書活動の支援等に重要な役割を担っています。また司書教諭は、学校教育における読書活動推進に活躍が期待されています。

そこで、司書・学校司書、司書教諭等の知識・技能を高め、子どもにより良い読書環境を提供するため、研修の充実を図らねばなりません。

第4部 県教育委員会の役割

1 司書教諭の配置の拡充

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づき、平成15年度以降は、12学級以上の学校においては司書教諭の配置が必須となりました。しかし、司書教諭は子どもの読書活動の推進にあたり重要な役割を果たすことから、12学級未満の学校への司書教諭の配置の拡充を図ります。

2 研修の充実

学校司書・司書教諭等の知識・技術の向上を図るため、県教育委員会事務局研修分野（三重県総合教育センター）等において研修会を企画します。

また、校務の合間に各学校で研修を受けることができるよう、「ネットD E研修」も実施します。

ブロードバンドネットワークを活用した研修

3 推進体制の整備

(1) 「三重県子ども読書活動推進会議」の設置

三重県における子どもの読書活動推進のため、「三重県子ども読書活動推進会議」を設置し、次の活動を行います。

県内における子ども読書活動の推進に関する取組の進捗状況を把握し、その効果を分析するとともに、必要に応じて助言します。

子どもの読書活動を推進するための施策を立案します。

県内外の先進事例や県内の子どもの読書傾向に関する情報収集を積極的に進め、広報誌等を用いて情報の提供を行います。

「子ども読書の日」(4月23日)におけるフォーラムや合同研修会等を企画し、子どもを取り巻く大人の啓発を図ります。

県内の読書活動ボランティア団体や個人指導者に対し、読書活動優秀実践団体(者)として表彰する等、活動の奨励に努めます。

(2) 「子ども読書センター」の設置

「三重県子ども読書活動推進会議」が収集した各種情報を蓄積し、家庭、地域、学校等に提供するため、三重県立図書館に「子ども読書センター」を設置します。

ホームページを開設し、本の紹介や子どもの読書活動を支援するための様々な取組を紹介します。

【関連資料】(、 、 の数値は平成14年度末現在、 は平成16年2月現在)

公立図書館

(三重県立図書館調べ)

	県	市	町	村	計	%
図書館設置自治体数 ()は県内自治体の総数		13(13)	18(47)	2(9)	33(69)	47.8
公立図書館数 (館)	1	14	18	2	35	
児童室または児童コーナーをおく図書館数	1	14	18	2	35	100.0
推奨図書リスト等を作成し配布する図書館数	1	14	14	2	31	88.6
ボランティア団体と連携し事業を行う図書館数	1	13	15	2	31	88.6
障害者を対象とする資料を整備する図書館数	1	10	12	2	25	71.4
手話・外国語会話スタッフを配置する図書館数	1	2	3	0	6	17.1
地域の保護者や公民館職員等を対象に講習会等を実施する図書館数	0	2	1	1	4	11.4
司書あるいは司書補を配置する図書館数	1	13	18	2	34	97.1
司書あるいは司書補の数 (人)	18	97	43	4	162	
蔵書冊数 (冊)	692,586	2,503,508	1,054,784	88,923	4,339,801	
児童図書冊数	62,270	586,612	285,406	19,389	953,677	22.0
貸出冊数 (冊)	428,422	4,232,634	1,914,811	158,181	6,734,048	
児童図書冊数	103,972	1,276,376	583,487	66,460	2,030,295	30.1

%欄の数値は、内数を総数で除した値

例：「公立図書館数」35館の内、「推奨図書リスト等を作成し配布する図書館数」は31館であることから、 $31 \text{ 館} / 35 \text{ 館} = 88.6\%$ と表示

(三重県立図書館調べ)

県内で実施される司書及び司書補対象の研修会の件数 (件)	12
総合目録データベースのアクセス件数 (件)	269,511
公立図書館間の相互貸借件数 (件)	12,949
e-Booking サービス利用件数 (人)	1,364

公民館図書室

(三重県教育委員会事務局社会教育推進チーム調べ)

	町立	村立	計
公民館図書室数 (室)	25	5	30
蔵書冊数 (冊)	322,370	64,373	386,743

学校

(三重県教育委員会事務局高校教育チーム・学校教育支援チーム調べ)

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	計	%
学校数 (校)	421	172	64	13	688	
全校一斉読書活動を実施している学校数 (校)	298	108	9	1	416	60.1
始業前に実施している	242	86	8	0	336	80.8
授業中に実施している	45	15	1	1	62	14.9
昼休み・放課後に実施している	2	3	0	0	5	1.2
その他	15	4	0	0	19	4.6
推奨図書を設定している学校数 (校)	103	17	12	1	133	19.3
ボランティアとの連携事業を実施している学校数 (校)	82	3	2	1	88	12.8
学校図書館を地域住民に開放している学校数(校)	28	10	36	2	76	11.0
土曜・日曜に開放	7	1	15	0	23	30.3
放課後に開放	3	1	1	0	5	6.6
授業を行っている時間帯に開放	8	1	5	1	15	19.8
その他	12	7	16	1	36	47.4
学校図書館の蔵書冊数 (冊)	2,491,060	1,300,910	1,354,666	53,279	5,199,915	
学校図書館図書標準を達成している学校数 (校)	117	39				
図書館蔵書をデータベース化している学校数(校)	158	41	62	4	265	38.5

%欄の数値は、内数を総数で除した値

読書ボランティア活動団体一覧

(三重県教育委員会事務局社会教育推進チーム・三重県立図書館調べ)

	活動拠点	団体名		活動拠点	団体名
1	津市	あの津っ子の会	38	鳥羽市	鳥羽おはなしの会・ミルクーウェイ
2		ききゅうせん	39		鳥羽子ども本の会
3		ポップコーン	40		稲穂会
4		マザーグース	41	熊野市	「たゆら」の会
5		おはなしのたね	42	久居市	久居おはなしの会「かたつむり」
6		じゅげむじゅげむ	43		わらべ
7		English Story Time	44	いなべ市	読み聞かせ推進の会「つばめ」
8		プーさん	45		大安町読み聞かせの会「くまのこ」
9	中部読み聞かせサークル	46	大安町手づくり絵本の会		
10	四日市市	四日市子どもの本研究会	47		読み聞かせ会
11		学校図書館を考える会・四日市	48	木曽岬町	夢ふうせん
12		語りの会どっこいしょ	49	東員町	朗読ひばりの会
13		四日市おはなしの会赤とんぼ	50	朝日町	がけやま
14		羽津絵本の会	51		フォンターナ
15		絵本の読み語りの会	52	川越町	読み聞かせボランティアピーターパン
16		伊勢市	おはなしプーさん	53	河芸町
17	松阪市	お話キャラバン	54	芸濃町	こんぺいとう
18	桑名市	モコモコの会	55		やまびこ会
19		ねえおはなしきいて	56	一志町	カラズ
20		絵本を楽しむ会	57	嬉野町	ひまわり
21		桑名録音奉仕の会	58		わたぼうし
22		えほんだいすき	59	三雲町	三雲おはなしの会かみふうせん
23		おさんぼクラブ	60		三雲おはなしの会ピーターラビット
24		鈴鹿市	音訳グループ鈴の音	61	多気町
25	点訳グループ百合樹		62	明和町	おはなし小槌
26	おはなしグループ「サトワ」		63	大台町	おはなしプーさん
27	鈴鹿おはなしの会アリス		64		おはなしゆりかご
28	おはなしグループあおむしくん		65	勢和村	学校図書館を子どもたちの居場所に！
29	人形劇団竹とんぼ		66		ブックスタートボランティア
30	名張市	絵本の部屋	67	玉城町	玉城おはなしキャラバン
31		虹色ポケット	68		はなはなおはなし会
32		ひこう船	69	小俣町	たんぼぼ読書会
33		MaMa'sあい	70	志摩町	ピーターパン
34		すずらん文庫	71	阿児町	とっぴんぱらりのふう
35		尾鷲市	おはなしの広場ボランティア	72	磯部町
36	ポランの会		73	びっころ朗読の会	
37	亀山市	マミーズ	74	青山町	どようっこくらぶ
			75	海山町	読み聞かせの会
			76	鷺殿村	図書館ボランティア

【参考】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公立図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公立図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。